

(c) 公共的な観光・防災拠点におけるWi-Fi環境整備の推進

- 事業採算上等の問題により整備が困難な公共的な観光・防災拠点において、地方公共団体等がWi-Fi環境の整備を行う場合に、その事業費の一部を補助

【予算】 **公衆無線LAN環境整備支援事業 38.9億円**
 (28年度 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 2.6億円、
 28年度 公衆無線LAN環境整備支援事業 (携帯電話等エリア整備事業) 12.6億円の内数)

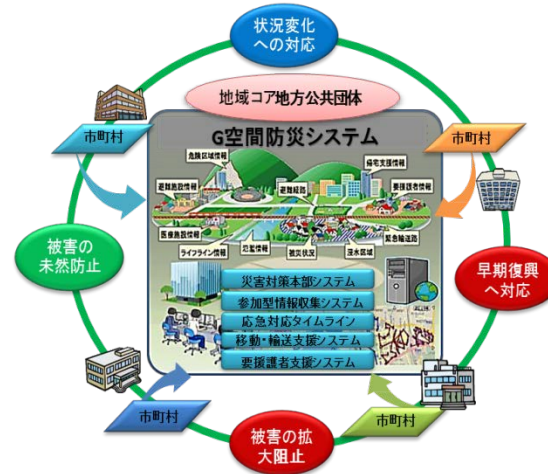


(2) ICTを活用した街づくり等の推進

- 地域が抱える様々な課題解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光、教育等各分野における成功モデルの普及展開を推進するとともに、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進

【予算】 **ICTスマートシティ整備推進事業 18.0億円**
 (ICTまち・ひと・しごと創生推進事業
 28年度 2.5億円、28年度補正 3.0億円)

<各分野における成功事例(防災)>



<スマートシティ型モデルの例>



共通 ○本事業により整備する無線LANアクセスポイントにおける認証方法（利用手続）

公衆無線LAN環境の不正利用の防止が一定程度必要と考えられる場合において、本事業を活用して、Wi-Fiを整備する場合、一定程度の本人性が確認できる認証方式が必要。

総務省としては、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、①による認証方式、②及び③の認証方式併用（※1）のいずれかを原則として求める。（※2）

①SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

②SNSアカウントを利用した認証方式

③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が②又は③の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ・（上記認証方式を満たしていない）既存の公衆無線LANへの追加整備時（平成28年度当初予算にかぎり適用可）

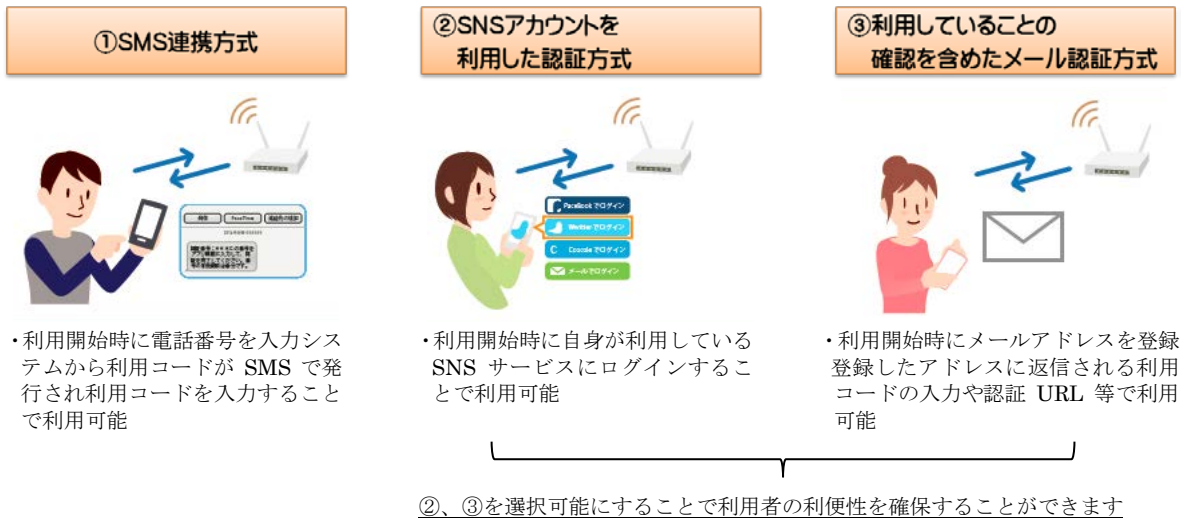
なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や②又は③の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、訪日外国人受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。

利用者情報の確認にあたっての留意事項

総務省が公表している「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き²⁹⁾」も参照しつつ、不特定かつ多数の者の利用を目的として提供される無料公衆無線 LAN サービスについては、サービスの円滑な提供や不正利用防止のため、①～③のいずれかの認証方式により、利用者情報を確認しましょう。

なお、空港や駅構内等の屋内施設や塀等により区切られた敷地内で提供される場合や、目視や監視カメラ等により利用者の出入りを十分把握できるような場合は除きます。



また、認証による利用者情報の確認が必要な場合、必ずしも必要でない場合の具体例は次のとおりとなります。

(1) 認証が必要となる公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例

目視等で利用者の出入りを十分把握することが困難な場合



路上に設置された公衆無線 LAN アクセスポイント



ショッピング街等、野外で多くの利用者が利用する公衆無線 LAN アクセスポイント



野外イベント等、開かれた空間で多くの利用者が自由に入出し、利用する公衆無線 LAN アクセスポイント

²⁹⁾ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/cmn/wi-fi/Wi-Fi_manual_for_AP.pdf

(2) 認証を必ずしも必要としない公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例

目視等で利用者の出入りを十分把握できるような場合



レストランやカフェ等の店舗内に設置される公衆無線 LAN アクセスポイント



空港等が提供する公衆無線 LAN アクセスポイント



ホテル客室等で提供される公衆無線 LAN アクセスポイント

※ 上記は、目視、監視カメラや利用者の帳簿等から利用者の出入りを十分把握することが可能であり、認証を必ずしも必要としない公衆無線 LAN アクセスポイントの設置方法を例示したものです。上記の例の場合でも、サービス環境や利用者の状況に応じ、認証を行うことが適切な場合もあります。なお、意図したエリア内に限ってサービスが行われるように、電波の強度等については適切に調整することが必要になります。

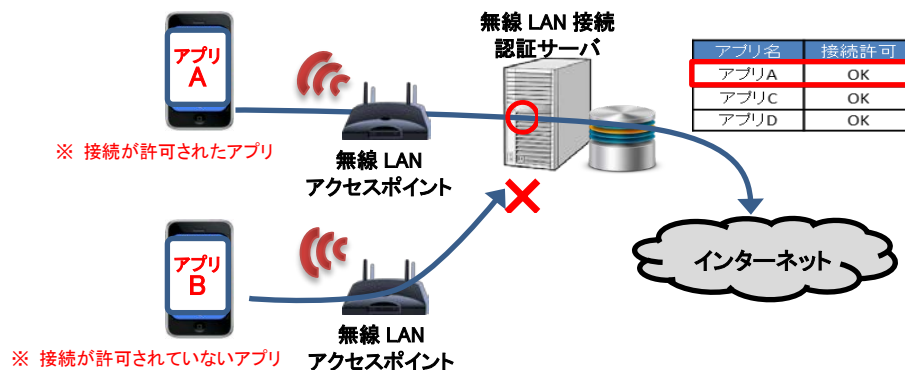
無料公衆無線LANの利用開始手続簡素化・一元化のための実証実験を踏まえた技術仕様

総務省では、訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化について、平成 28 年 2 月に取組方針³⁰を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続により接続可能な Web API 方式³¹(以下「実証実験方式」という。)に関する実証実験を行った。実証実験を踏まえて、実用化のための仕様が作成されているが、その仕様の詳細はセキュリティの観点から公表せず、今後、新たに設立される団体³²において管理・更新等を行い、一定の条件の下、情報提供を行う予定である。

実証実験方式の仕様³³の特徴は次のとおりである。

- (1) 利用者は使用するアプリをダウンロードする際に必要な利用者情報の登録を行う(シングルサインオン)。
- (2) 各地域における接続の認証にあたっては、アプリごとに認証を行う(再度の利用者情報の登録は不要)。
- (3) 利用者が登録した属性情報(例:国籍、年齢、性別等)は、アプリ事業者が管理する。

【実証実験方式を用いた接続イメージ】



実証実験方式の認証処理は、次の2段階で行う仕組みである。

- ① 状態確認処理: アプリ自体が認可されたものかどうかを判定する

³⁰ 「利用しやすく安全な公衆無線 LAN 環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」(平成 28 年 2 月 19 日 総務省)

³¹ 無線 LAN 接続認証サーバと無線 LAN 接続アプリの間のやりとりの手順、形式を規定した方式

³² 実証実験に参加した事業者等が発起人となり設立する「一般社団法人 公衆無線 LAN 認証管理機構 (仮称)」

³³ 「利用手続の簡素化・一元化に係る実証実験 Web API インタフェース仕様書」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000405602.pdf

- ② 接続処理:アプリが認可されたものであった場合に、個々の利用者識別を伴う認証を行う

【実証実験方式の認証処理手順イメージ(参考)】

